

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第十七号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（平成三年広島県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条第一項第一号中「前条第一号に掲げる職員」を「管理職手当に関する規則（昭和四十三年広島県人事委員会規則第九号。以下「管理職手当規則」という。）別表第一に掲げる職（管理職手当規則第一条第一項の規定により人事委員会がこれに相当すると認める職を含む。）を占める職員」に改め、同項第二号中「前条第二号に掲げる職員」を「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。）第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」に改め、同項第三号中「前条第三号に掲げる職員」を「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十四年広島県条例第一号。以下「任期付研究員条例」という。）第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十一年四月一日から施行する。